

通 知 書

1 千葉〇 〇〇-××バイク所有者へ

上記記載の自動二輪車（以下「本車両」という。）は、長期間にわたり当団地〇号棟前に放置してあることを確認しています。

当職は、管理規約第80条に基づき本車両の所有者に至急移動を行うよう指示いたします。

なお、1ヶ月以内に移動されない場合は当管理組合にて処分いたします。

200〇年〇月〇日

〇〇団地管理組合

理事長 甲山一郎